ＪＩＳ　Ｇ　四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材）	
ＪＩＳ　Ｇ　四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（Ｈ鋼））	
ポンプ軸	ＪＩＳ　Ｇ　四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材）
［略］	［略］
吸水配管及び放水配管	ＪＩＳ　Ｇ　三四五二（配管用炭素鋼鋼管）
	ＪＩＳ　Ｇ　三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管）
	ＪＩＳ　Ｇ　三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管）
	ＪＩＳ　Ｇ　五五〇一（ねずみ鋳鉄品）
	ＪＩＳ　Ｈ　四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
	ＪＩＳ　Ｈ　五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

（表示）

第七条　動力消防ポンプには、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

［一～六　略］

六の二　可搬消防ポンプ（大容量泡放水砲用可搬消防ポンプを除く。）にあつては、質量（当該ポンプの燃料及び蓄電池の質量を含む。）

七　大容量泡放水砲用動力消防ポンプにあつては、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　接続することができる消防用ホースの使用圧（消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）第二条第六号に規定する使用圧をいう。）の下限値

八　電動機駆動用の蓄電池（蓄電池の温度を使用温度範囲に調整する機能を有するものを除く。）を有するものにあつては、蓄電池の使用温度範囲

［2　略］

3　高電圧（作動電圧が直流電圧において六十ボルトを超え千五百ボルト以下又は交流電圧において三十ボルトを超え千ボルト以下の電圧をいう。）の部分には感電保護のための表示を付さなければならない。

（消防ポンプ自動車のポンプ）

第八条　消防ポンプ自動車（大容量泡放水砲用消防ポンプ自動車を除く。以下この章において同じ。）のポンプは、次の各号に適合するものでなければならない。

［一～五　略］

六　呼び水装置は、次に掲げるところによること。

［イ　略］

ロ　内燃機関の吸排気を利用する呼び水装置にあつては、過熱又は凍結により機能に支障が生じないものであり、かつ、機関の作動を妨げないものであること。

［八　略］

［七　略］

ＪＩＳ　Ｇ　四〇五一（機械構造用炭素鋼鋼材）	
ＪＩＳ　Ｇ　四〇五二（焼入性を保証した構造用鋼鋼材（Ｈ鋼））	
［同上］	ＪＩＳ　Ｇ　四〇五三（ニッケルクロム鋼鋼材及びクロムモリブデン鋼鋼材）
［同上］	ＪＩＳ　Ｇ　四三〇三（ステンレス鋼棒）
吸水配管及び放水配管	ＪＩＳ　Ｇ　三四五二（配管用炭素鋼鋼管）
	ＪＩＳ　Ｇ　三四五四（圧力配管用炭素鋼鋼管）
	ＪＩＳ　Ｇ　三四五九（配管用ステンレス鋼鋼管）
	ＪＩＳ　Ｇ　五五〇一（ねずみ鋳鉄品）
	ＪＩＳ　Ｈ　四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）
	ＪＩＳ　Ｈ　五二〇二（アルミニウム合金鋳物）

（表示）

第七条　［同上］

［一～六　同上］

［新設］

七　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　接続することができる消防用ホースの使用圧（消防用ホースの技術上の基準を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）第二条第九号に規定する使用圧をいう。）の下限値

［新設］

［2　同上］

［新設］

（消防ポンプ自動車のポンプ）

第八条　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［イ　同上］

ロ　機関の吸排気を利用する呼び水装置にあつては、過熱又は凍結により機能に支障が生じないものであり、かつ、機関の作動を妨げないものであること。

［八　同上］

［七　同上］